

# 利用料変更同意書（指定介護福祉施設サービス）

介護保険制度の改正に伴い、令和3年4月1日からの特別養護老人ホーム利用料金について下記内容のとおり変更になる事に同意します。

項目	変更前				改正区分	項目	変更後					
	要介護度	単位数	利用者負担額				要介護度	単位数	利用者負担額			
			1割負担※	2割負担※					3割負担※	1割負担※	2割負担※	3割負担※
イ ユニット型介護福祉施設サービス費(Ⅰ) <ユニット型個室>	要介護1	638単位/日	647円/日	1,294円/日	1,941円/日	変更	要介護1	652単位/日	662円/日	1,323円/日	1,984円/日	
	要介護2	705単位/日	715円/日	1,430円/日	2,145円/日	変更	要介護2	720単位/日	730円/日	1,460円/日	2,190円/日	
	要介護3	778単位/日	789円/日	1,578円/日	2,367円/日	変更	要介護3	793単位/日	805円/日	1,609円/日	2,413円/日	
	要介護4	846単位/日	858円/日	1,716円/日	2,574円/日	変更	要介護4	862単位/日	874円/日	1,748円/日	2,622円/日	
	要介護5	913単位/日	926円/日	1,852円/日	2,778円/日	変更	要介護5	929単位/日	942円/日	1,884円/日	2,826円/日	
(新設)					新設	ロ ADL維持等加算(Ⅰ)						
					新設	入居者の日常生活動作(ADL)のレベルが維持されていると評価される場合	30単位/月	31円/月	61円/月	92円/月		
(新設)					新設	ADL維持等加算(Ⅱ)						
					新設	入居者の日常生活動作(ADL)のレベルが改善されていると評価される場合	60単位/月	61円/月	122円/月	183円/月		
ハ 栄養マネジメント加算	14単位/日	15円/日	29円/日	43円/日	削除	(削除)						
ニ 看取り介護加算(Ⅰ)						ニ 看取り介護加算(Ⅰ)						
						看取り介護を行った場合に算定						
	看取り日の当日	1,280単位/日	1,298円/日	2,596円/日	3,894円/日	変更なし	看取り日の当日	1,280単位/日	1,298円/日	2,596円/日	3,894円/日	
	看取り日の前日・前々日	680単位/日	690円/日	1,379円/日	2,069円/日	変更なし	看取り日の前日・前々日	680単位/日	690円/日	1,379円/日	2,069円/日	
	看取り日前4～30日間	144単位/日	146円/日	292円/日	438円/日	変更なし	看取り日前4～30日間	144単位/日	146円/日	292円/日	438円/日	
	(新設)					新設	看取り日前31～45日間	72単位/日	73円/日	146円/日	219円/日	
ル 看取り介護加算(Ⅱ)						看取り介護加算(Ⅱ)						
						24時間対応の体制を取るなど、厚生労働大臣が定める施設基準に該当し、看取り介護を行った場合に算定(看取り介護加算(Ⅰ)を算定する場合は算定しない)						
	看取り日の当日	1,580単位/日	1,603円/日	3,205円/日	4,807円/日	変更なし	看取り日の当日	1,580単位/日	1,603円/日	3,205円/日	4,807円/日	
	看取り日の前日・前々日	780単位/日	791円/日	1,582円/日	2,373円/日	変更なし	看取り日の前日・前々日	780単位/日	791円/日	1,582円/日	2,373円/日	
	看取り日前4～30日間	144単位/日	146円/日	292円/日	438円/日	変更なし	看取り日前4～30日間	144単位/日	146円/日	292円/日	438円/日	
	(新設)					新設	看取り日前31～45日間	72単位/日	73円/日	146円/日	219円/日	
ホ 褥瘡マネジメント加算	10単位/月	11円/月	21円/月	31円/月	新設	ホ 褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	3単位/月	3円/月	6円/月	9円/月		
					新設	褥瘡発生を予防するため定期的な評価を実施し、その結果に基づき計画的に管理を行う場合						
					新設	褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	13単位/月	14円/月	27円/月	40円/月		
					変更なし	褥瘡マネジメント加算(Ⅲ)	10単位/月	11円/月	21円/月	31円/月		
						計画的な管理の結果、褥瘡発生のリスクがある入居者に褥瘡が発生しない場合						
						(3月に1回を限度)						
						令和4年3月31日まで。 ※褥瘡マネジメント加算は(Ⅰ)～(Ⅲ)のいずれか1種類を算定。						
ヘ 排せつ支援加算	100単位/月	102円/月	203円/月	305円/月	変更	ヘ 排せつ支援加算(Ⅰ)	10単位/月	11円/月	21円/月	31円/月		
						入居者の排せつについての評価・分析を行い支援計画を作成して継続的に支援する場合						
(新設)					新設	排せつ支援加算(Ⅱ)	15単位/月	16円/月	31円/月	46円/月		
						排泄の継続的な支援を行った結果排泄の状態が改善した場合						
(新設)					新設	排せつ支援加算(Ⅲ)	20単位/月	21円/月	41円/月	61円/月		
						排泄支援加算(Ⅰ)と(Ⅱ)のいずれにも適合する場合						
(新設)					新設	ト 自立支援促進加算	300単位/月	305円/月	609円/月	913円/月		
						入居者の自立支援のための医学的評価を行い、支援計画を作成してケアを実施する場合						
(新設)					新設	チ 科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	40単位/月	41円/月	81円/月	122円/月		
						入所者の心身の状況等を厚生労働省に提出して得られる情報を活用する場合						
(新設)					新設	科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	50単位/月	51円/月	102円/月	153円/月		
						入所者の心身の状況及び疾病の状況等を厚生労働省に提出して得られる情報を活用する場合						
(新設)					新設	リ 安全対策体制加算	20単位/日	21円/日	41円/日	61円/日		
						安全対策担当者を配置するなど安全対策を実施する体制を整備した場合、入所初日に限り算定						
(新設)					新設	ヌ 新型コロナウイルスへの対応	基本単位(イの合計)×0.1%	イの合計×10.14×0.1	イの合計×10.14×0.2	イの合計×10.14×0.3		
						新型コロナウイルス感染症への対応として令和3年9月30日分まで全員に算定されます。(端数は四捨五入、但し1単位に満たない場合は切り上げ)						

●介護報酬一単位あたりの単価は、10.14円です。実際の利用料の計算は、1か月ごとの計算となりますので、端数処理の関係上金額は多少変動します。  
 (注) 1 各種加算は、厚生労働省の定める基準・要件等を満たした場合に算定します。また、この書面に記載のない加算、利用料金は従来と変更ありません。  
 2 介護保険サービスの負担割合は「介護保険負担割合証」に記載された負担割合となります。

上記の同意を証する為、本書2部を作成し、事業者、ご契約者様にご署名捺印又は記名捺印の上、各1部を保有するものとします。

令和 年 月 日

事業所 静岡県磐田市西貝塚2111番地1 特別養護老人ホーム 西貝の郷  
 担当者 生活相談員 柚木 美保子

住所 \_\_\_\_\_  
 氏名 \_\_\_\_\_ 印

事業者 静岡県磐田市西貝塚2111番地1 社会福祉法人 齊 慎 会  
 理事長 早野 雄二郎

住所 \_\_\_\_\_  
 氏名 \_\_\_\_\_ 印

●ご不明の点は、担当者へお問い合わせください。【問合せ】磐田市西貝塚2111番地1 西貝の郷 ☎0538-21-3933・3955